

8

2026.August

vol.160

通算591号

www.hojin-kai.jp



NAKAHO 仙台中法人会

04 インタビュー

株式会社スマイルアップ 代表取締役 大原美代子

06 法人会からのお知らせ

Photo Eye いま、中法人会は

08 経営・労務・税務

日本の女性偉人から学ぶ 女性が活躍できる職場づくりのポイントとコツ

10 経営・労務・税務

税のしるべ 裁決事例集5

12 健康

Dr.Yoko's Café「冷えすぎに御用心!」

13 旅のススメ

界 秋保

14 美味探訪

すてーきはうす伊勢屋

15 コラム

企業・団体等の事業活動存続を妨げる“サイバー空間における脅威”について



COVER PHOTO 「仙台七夕」(仙台市)
撮影:菊地淳智

P13、14は、仙台発・文化が息づく大人の情報誌「りらく」をもとに編集・掲載

公益社団法人東北障がい者芸術支援機構 主催
「Art to You! 障がい者芸術世界展 IN SENDAI 2025」
三菱商事賞

作品タイトル 「Aqua Station Mercury」

めぐみ 作 (山形県)

沢山の夢や希望を抱いた者たちが、この駅から旅へ出発するイメージです。私も沢山の夢や希望を持っているのですが、障がいを持ちながら旅へ出かけることはとても困難な事と思っています。旅への憧れを、水の中を悠々と泳ぐ生き物達が私の魂となり、無重力の世界で無限の旅への可能性を感じながら心に浮かぶ情景を絵に表現してみました。

人は組織の宝。 人を育て、組織を育てるお手伝い

わり、それを大切に育ちました。CAはそれを生かせる職業だと、自分の軸を作ったんですね。

今、主軸にしているのは「あの人にお願したい」と言われるような人材を育成するお手伝いです。組織全体で時間をかけて取り組み、企業風土が変わってくると思っています。

—印象に残っている仕事やお客様との出会いなどあれば教えてください

私が企業研修を始めた頃からのお客様ですね。毎年、内定者研修で伺っていました。次第に、営業や受付といった部署ごと、または役職・階層ごとに、少しずつ社内幅広い層の人材育成を任せていただけるようになったんです。そうしたら昨年、その会社から「ベストパートナー賞」をいただきました。その会社の総会で突然表彰されて驚きましたが、これまでの仕事を認めていただけて本当に嬉しかったです。

また、その会社の店舗に来店されたお客様が、以前とは接客が変わったことに気づき、どんな研修をしているのか社長に問い合わせたそうです。そして、社長がお客様に私を紹介してくださいました。

実際に、接客や社内雰囲気の変化を感じてくださった方がいたことも励みになりました。

—今後取り組みたい仕事、目標などはありませんか？

I N T E R V I E W

大原 美代子

株式会社スマイルアップ 代表取締役

大原美代子(おおはらみよこ)

千葉県出身。短大卒業後、日本航空株式会社に入社し、国際線客室乗務員として9年間勤務。退社後、仙台で子育てをしながらマナー講師や専門学校講師を務める。2016年に株式会社スマイルアップを設立。



社会人の基礎力を高める接遇研修をはじめ、人材育成を通じた組織内のコミュニケーション向上などのコンサルティングを行う株式会社スマイルアップ。代表取締役・大原美代子さんが国際線のCA（客室乗務員）としての経歴を生かし、2016年に起業しました。起業の経緯や仕事への思いを伺いました。

—国際線のCAをされていたとのこと。起業までの経緯を教えてください

CAを目指したのは、5歳の頃に見たテレビドラマ「アテンションプリーズ」がきっかけなんです。飛行機に乗って海外に行けることに憧れて、小学生の時にもう、なりたい職業に

「スチュワーデス」と書いていました。

短大を卒業し、日本航空株式会社に9年勤務しました。念願の仕事に就き、さまざまな国を訪れ、人との出会いから多くを学びましたね。その後結婚を機に退職し、20年ほど専業主婦をしていました。子どもが手を離れ、社会復帰したいと思ったとき、会社員として就職するのは年齢的に難しい

と感じて……。CA出身ということで、マナー講師や専門学校のエアライン科講師として声をかけていただいた経験があったので、それなら自分で会社を作れば良いと思い立ちました。

実は、すでに会社を経営していた主人には内緒で起業しました。主人は経営の厳しさを知っているだけに、「反対されるかも」という思いもあり、頼らずにやってみようと思ったんです。設立したものの、軌道に乗るには少し時間がかかりましたね。初めは中学校でのマナー研修。2万円の収入からのスタートでした。

—現在は、企業の人材育成に力を入れているそうですね

マナーなどの接遇研修は、特別な訓練と経験を積んできた私の強み。接遇研修というと、挨拶や言葉遣い、おじぎの仕方などの立ち居振る舞いをイメージされると思いますが、型を覚えることだけではなく、自分の仕事の意味や役割など、「なぜ」を深掘りしてもらうことから始めることを大切にしています。

たとえば「なぜ、この仕事に就いたのか」「この仕事の意味は」など、対話形式で気づき、考えてもらう。それが、仕事に取り組み際のマインドセットになります。

私自身、憧れて就いた仕事の理想と現実のギャップに悩んだとき、「なぜ」を考えました。看護師だった母から「人にやさしく」「思いやりを持って」接することを教



JAL勤務時代

人材育成に携わっていると、組織の課題が見えることがあります。このところ、人手不足や離職率の高さに悩む会社が多いように感じます。働く方のモチベーションアップや、世代間のコミュニケーション向上など、接遇研修を入りに、人材育成から組織開発へとつながる取り組みを目指しています。医療や介護分野の人材育成にも関心があり、今後活動の場を広げていきたいと思っています。

これから経営者向けに広めていきたいのが「ご利益マナー講座」。接遇など、表の部分を整えるだけでなく、朝早く出社して掃除をする、机を磨くなどの「陰」の行動を整えていく。運を呼び込む心掛けの大切さを考える講座です。特に女性経営者に伝えたいです。

—趣味やリフレッシュ方法などありますか？

最近では、部屋に花や観葉植物など、緑を絶やさないようにしています。朝起きたときに、花に「おはよう」って声をかけてみたり。生きたものがあると、部屋の空気が変わりますよね。

ストレス発散になるのはダンス。そんなに機敏な方ではないのですが、ジムに通ってズンバやエアロビを楽しんでいます。あとは、友人と温泉などへ旅行に行くのが楽しみです。

—中法人会の活動の印象や、会員の皆さんに、ひとことをお願いします

入会した当初は、実はどんなことをする会なのかきちんと把握できていなかったんです。でも、お会いする方はみんな、よい方ばかりだという印象です。特に関わりの多い女性部会の皆さんとは、一緒に活動してとにかく楽しいですよ。

今度、租税教室にも誘っていただきました。さまざまな活動を通して会員の皆さんとの仲を深めていきたいですね。





Photo Eye

いま、中法人会は

(文責：事務局)

6/22

第14回 定時社員総会 記念講演会

6月22日(月)、第14回定時社員総会・記念講演会が仙台国際ホテルにて開催された。

定時社員総会では、理事会承認済みの事項として、令和7年度事業報告、令和8年度事業計画、令和8年度収支予算について報告された。また、議案事項として第1号議案「令和7年度収支決算承認の件」第2号議案「会費規程改正承認の件」が諮られ、いずれも原案どおり承認された。

記念講演会では、株式会社サニーテーブル代表取締役会長、レストラン「カシタ」オーナーの高橋

滋氏を迎え、「風に吹かれる」立ち位置を変えることで見えてくるものがある」と題して講演が行われた。

高橋氏は、「究極のリゾート」と称されるアマンリゾートの質の高いサービスとホスピタリティに感銘を受けた経験を基に、2001年に東京・六本木でリゾートレストラン「Casita」を開業。飲食店激戦区である東京において24年にわたり情熱をもって経営を続けている。

旅行や出張先でのエピソードをユーモアを交えて語り、時に感極まって涙ぐむ場面もあった。

「ありがたい」という言葉だけでなく、お客様一人ひとりに真剣に向き合う姿勢の大切さを説いた。

6/11

総務担当者の 基礎実務

6月11日(木)、東京エレクトロンホール宮城にて、兼子・山下経営労務事務所代表・山下順子氏を迎え、「総務担当者の基礎実務」を開催した。

今年は昨年に続く2度目の開催で、昨年以上に多くの方に参加い



ただいた。

冒頭では、総務の機能・位置づけと、総務担当者に必要な心構えについて説明が行われた。

総務の仕事は組織とともに変化し、組織の拡大に伴って、その傘下に新たな専門部門が分化していく。また、総務には経営活動を補佐する機能や支援・管理機能など、16種以上に及ぶ具体的業務があり、法令などに関わる複雑な業務も含まれる。

組織における総務の位置づけとして、会社が行う活動のうち、生産(作ること)と販売(売ること)以外のすべての業務を担うことから「総務」と呼ばれる、という位置づけが示された。

さらに、文書管理(電子文書を含む)や保管・廃棄処理方法、資産に関する業務にも触れられた。

IT機器については、購入から

6/24,25

税制改正セミナー

理士の理解と協力が不可欠ではないか」との意見も出された。これに対し税務署側からは、税理士との連携強化も今後の課題であるとの認識が示された。

さらに、キャッシュレス納付の

利用に関しては、パソコンのOSによる制約があるとの指摘があった。特にデザイン関連企業ではApple社のMacを利用しているケースが多く、操作性の面で必ずしも利便性が高くないとの意見が出された。これに対し、システム面の改善にも取り組んでいるとの説明があった。



e-Taxの普及・浸透までにも約20年を要した経緯が示され、キャッシュレス納付についても引き続きPR活動を行うとともに、各支部の税務研修会などを通じて法人会とのさらなる連携を図り、利用率の早期向上を目指すとの考えが示された。座談会は有意義な意見交換の場となった。

また、日本政策金融公庫活用セミナーでは、融資制度の概要や手続、審査のポイントについて説明が行われた。あわせて、中小企

6/26

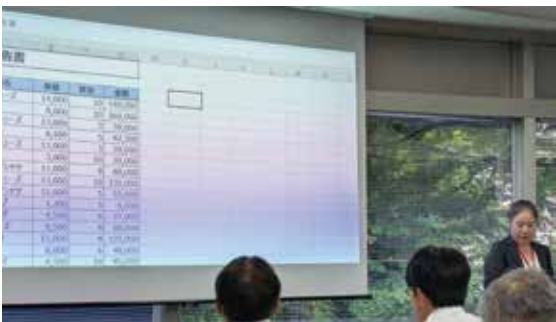
Excel基礎講座

6月26日(金)、株式会社J・C・21教育センターにおいて、仙台中法人会と仙台南法人会との共催により「Excel基礎講座」を開催した。



業・小規模事業者向けの各種融資制度や融資相談会について紹介があり、事業資金の調達や設備投資などに活用できる制度への理解を深める機会となった。

参加者は、税制改正の最新情報と事業経営に役立つ融資制度について熱心に耳を傾けていた。



当日はJ・C・21専任講師・及川雅子氏を講師に迎え、仙台中法人会から8名、仙台南法人会から5名、計13名が参加した。

講座では、Excelの基本操作をはじめ、データの入力・編集、表の作成、数式や関数の活用方法について実践を交えながら解説が行われた。また、印刷設定や複数シートの操作、グラフ作成、データベース機能、ブックの管理など、業務で役立つ機能についても説明があり、受講者は実際にパソコンを操作しながら理解を深めた。

日常業務に直結する実践的な内容に熱心に取り組み、Excelの効率的な活用方法を学ぶ講座となった。

セットアップ、保守・管理まで幅広く担当し、各種マニュアルの作成・整備を通じて業務を進めていることが解説された。

6/15

キャッシュレス モニター座談会

6月15日(月)、仙台中税務署においてキャッシュレスモニター座談会が開催された。

冒頭、国税庁からキャッシュレス納付利用拡大に関する目標件数等の報告があった。東北地区の利用率は全国平均を下回る水準であるものの、法人会との連携もあり、仙台中税務署管内は東北地区の中では比較的高い水準にあるとの説明がなされた。

参加者からは、「会計業務を税理士に委託している企業も多く、キャッシュレス納付の普及には税



まずは、女性活躍を「特定層への支援」ではなく、「組織全体の力を高める経営課題」として捉え直すことが出発点です。

次に、女性活躍推進の現状と、企業が押さえておきたい制度・働き方の論点を整理します。



女性活躍の重要性が高まる一方で、日本の現状を見ると、まだ課題は少なくありません。

女性の就業率は上昇しているものの、働く意欲がありながら就業できていない女性はなお多く、第1子出産後も就業継続する割合は上がっている一方で、継続を望みながら離職を余儀なくされるケースもあります。また、出産や育児を経て再就職した場合には、パートタイムなど非正規雇用に移ることが多く、女性雇用者に占める非正規比率は高い水準にあります。管理職に占める女性の割合も上昇傾向にはあるものの、国際的にみると依然として低い状況です。

このように、女性が働く場に参加すること自体は広がっていますが、能力を十分に発揮し、キャリアを継続的に形成しやすい環境が十分整っているとは言いきれません。だからこそ、女性活躍を進めるには、採用数を増やすだけでは足りず、処遇、働き方、育成、登用まで含めた総合的な視点が求められます。

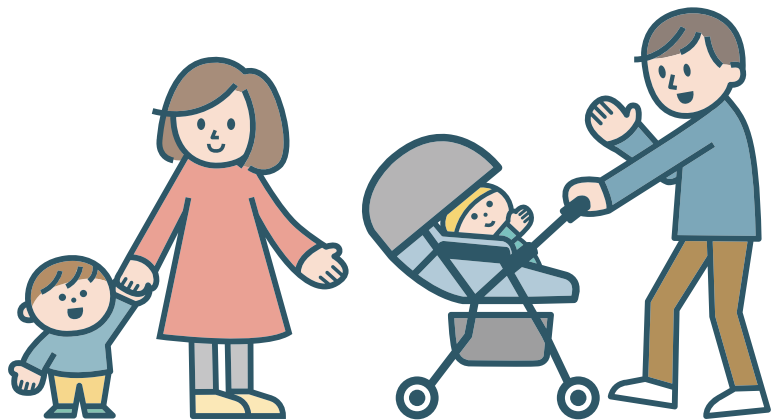
こうした課題に対して、働き方

改革の流れは女性活躍と密接に結びついています。非正規雇用の処遇改善、賃金引上げと生産性向上、長時間労働の是正、柔軟な働き方がしやすい環境整備、病気治療や育児・介護と仕事の両立支援、ハラスメント防止対策などは、いずれも女性の継続就業や活躍に深く関わるテーマです。制度があるだけでは不十分ですが、制度がなければ現場での工夫も限界があります。

さらに、法制度面でも女性活躍推進は着実に進められています。育児・介護休業法の見直しでは、男女ともに育児休業を取得しやすい環境づくりが重視され、事業主には制度周知や相談体制整備などが求められています。

女性活躍推進法では、一般事業主行動計画の策定や情報公表の対象が広がり、企業には、採用・継続就業・管理職登用などの実態を見える化しながら改善していく姿勢が求められています。

ただし、制度を整えれば自動的に活躍が進むわけではありません。実際の現場では、「使いづらい制度」「相談にくい雰囲気」



「キャリアを描きにくい空気」が残っていると、制度はあっても活用されません。制度と組織風土の両輪がそろってはじめて、女性活躍は前に進みます。

9月号では、女性が活躍しやすい組織風土とは何か、そして日本の女性偉人たちに学びたい視点を、職場づくりの実務に引き寄せて考えます。

日本の女性偉人から学ぶ

女性が活躍できる 職場づくりのポイントとコツ

no. 1



人手不足が続く中、女性が能力を発揮できる職場づくりは、社会課題であると同時に、企業の持続的な発展に直結する重要なテーマになっています。背景には、生産年齢人口の減少があります。働き手の中核である15歳から64歳の人口は長期的に減少しており、今後の労働力不足が懸念される中で、これまで労働市場への参加率が相対的に低かった女性の就業拡大は、問題解決の大きな鍵とされています。

あわせて、男女共同参画社会の実現や、ジェンダー平等を重視する社会的な流れも強まっており、女性活躍は「配慮」の話にとどまらず、社会全体の活力を支える重要な視点になっています。

企業にとっても、女性の採用や

育成に力を入れ、継続就業しやすい環境を整えることは、多様な人材の活躍を促し、組織の変化対応力を高めることにつながります。

とくに中小企業では、人手不足の克服が事業継続の前提になりやすく、女性の力を十分に生かせるかどうかは、経営そのものに関わるテーマと言えます。女性が能力を高めながら働き続けられる職場は、若手人材の定着や既存社員のモチベーション向上にもつながり、組織全体に良い影響をもたらします。

こうした課題を考えるうえで、本稿では日本の女性偉人たちの歩みにも目を向けます。たとえば津田梅子は、女性が高等教育を受ける機会がほとんどなかった時代に海外で学び、帰国後に女子英学塾



を創設し、日本の女子教育の道を切り拓きました。広岡浅子は、近代日本の実業界で存在感を発揮し、実業と教育の両面で後世に大きな足跡を残しました。三淵嘉子は、女性が法律を学ぶこと自体が珍しかった時代に法曹界へ進み、女性初の弁護士、さらに裁判官として道を拓きました。

時代も立場も異なりますが、3人に共通するのは、制約の大きい環境にあっても学び続け、実力を磨き、後進のための土台づくりに尽くしたことです。

この歩みは、現代の企業にも多くの示唆を与えます。女性活躍は、制度だけを整えれば進むものではありません。力を発揮できる機会、学び続けられる環境、安心して挑戦できる空気感があってこそ前進

税のしるべ

5 裁判事例集

相続税法第55条で確定の資産が先行相続の遺産分割で減少、更正の請求はできない。



判決のポイント

相続税法第55条《未分割遺産に対する課税》の規定に基づく申告等により確定した遺産が先行相続の遺産分割によって減少したことを理由とする更正の請求について、当該申告等により確定した遺産の価額を前提とするものではないため、同法第32条《更正の請求の特則》第1項第1号に基づく更正の請求には該当しないとした事例。

審査請求人A、同B及び同C（請求人ら）が、請求人らの父を被相続人とする相続（一次相続）の後に相続が開始した請求人らの母を被相続人とする相続（二次相続）の相続税において、一次相続に係る遺産を民法に規定する相続分の割合で取得したものととして二次相続の遺産に含めて申告していたが、その後、請求人らが一次相続に係る遺産の分割について協議し、請求人らの母が一次相続に係る遺産を取得しないことを内容とする遺産分割を成立させたため、二次相続に係る課税価格が減少したとして相続税法に規定する更正の請求の特則による各更正の請求をした。それに対し、原処分庁が、

当該各更正の請求は当該特則による更正の請求に該当しないとして更正をすべき理由がない旨の各通知処分をしたことから、請求人らがその処分の全部の取消しを求めた。国税不服審判所は、当該特則に規定する事由に基づく更正の請求には該当しないとして、各通知処分は適法であるとした（令和7年10月29日付、公表裁判）。

基礎事実等

請求人らの父であるD（被相続人父）は、平成26年10月に死亡し、その相続（本件第1次相続）に係る法定相続人は、被相続人父の配偶者（請求人らの母）であるE及び請求人らの4名である。本件第1次相続においては、課税価格の合計額が基礎控除額以下であったとして、相続税の申告はされていない。

E（本件被相続人）は、28年3月に死亡し、その相続（本件第2次相続）に係る法定相続人は、請求人らの3名である。請求人らは、本件第2次相続に係る相続税の申告期限までに遺産分割が成立しなかったため、相続税法第55条《未分割遺産に対する課税》の規定に基づき法定相続分の割合で遺産を取得したものととして、法定申告期限までに申告した。

なお、本件第1次相続に係る遺

産について、請求人Cは、本件被相続人が法定相続分の割合で取得していたものとして当該遺産を申告したが、請求人A及び請求人Bは、当該遺産を申告していなかった。

その後、請求人らは原処分庁所属の調査担当職員の調査を受け、請求人A及び請求人Bは、30年12月3日に修正申告書を提出した。また、請求人Cは、30年12月11日に更正の請求書を提出し、原処分庁は、同月27日付で当該更正の請求の全部を認める更正処分をした。当該修正申告及び当該更正処分の結果（本件申告等）、本件第1次相続に係る遺産を含む請求人らの取得財産の価額の合計額並びに債務及び葬式費用の合計額が一致し、本件第2次相続に係る取得財産の価額の合計額から債務及び葬式費用の合計額を控除した金額（遺産の総額）は、〇〇〇〇円となった。

請求人らは、本件第1次相続及び本件第2次相続に係る遺産の分割について協議し、令和6年3月22日付で、各遺産分割協議書を作成して、本件第1次相続及び本件第2次相続に係る遺産分割を成立

させた。

請求人らは、本件第1次相続に係る遺産分割協議を成立させたことなどから、本件第2次相続における遺産の総額が減少し、相続税額が減少するとして、相続税法第32条《更正の請求の特則》の規定に基づき、6年5月7日に各更正の請求（本件各更正の請求）をした。原処分庁は、6年8月26日付で、本件各更正の請求に対し、更正をすべき理由がない旨の各通知処分（本件各通知処分）をした。請求人らは、本件各通知処分に不服があるとして、6年11月22日に審査請求をした。

争点は、本件各更正の請求は、相続税法第32条第1項第1号に規定する事由を理由とした更正の請求ができる場合に該当するか否か。

請求人の主張

相続税法第55条の規定に基づく申告等（その後に更正があった場合にはその更正をいう）により確定した2次相続に係る遺産が、1次相続に係る遺産分割により減少

した場合であっても、相続税法第32条第1項第1号の規定は適用されると解釈すべきであり、同号に規定する事由を理由とした更正の請求ができる場合に該当する。

審判所の判断

未分割の遺産を分割した結果、既に確定した課税価格及び相続税額が過大になるか否かの判断に当たって、算定の基礎となる遺産の価額は、申告（その後に更正があった場合にはその更正）により確定した遺産の価額を基礎とすべきであり、申告（その後に更正があった場合にはその更正）により確定した遺産の価額を前提としない更正の請求は、相続税法第32条第1項第1号に基づく更正の請求に当たらないというべきである。請求人らは、相続に係る被相続人が一次相続に係る遺産を取得しないことなどを内容とする遺産分割の成立により、本件相続に係る遺産の総額が減少したという理由で更正の請求を行っているのであるから、同号に規定する事由に基づく更正の請求には該当しない。

【寄稿】

DR.YOKO's Cafe 体にちょっと優しいお話し

健康づくりで気をつけたいポイントや
病気の予防方法をお伝えします。



冷房病の症状

冷房病になってしまふと、体の冷えと自律神経の乱れから、性別や年齢を問わず、さまざまな体調不良を引き起こしてしまうと言われている。代表的な症状としては、次のようなものがあります。

- ・慢性的なだるさ、疲労感
- ・食欲不振
- ・頭痛、肩こり
- ・腰痛
- ・不眠
- ・便秘、下痢
- ・イライラする

など



冷房病の原因

人間の体温機能調節を担っているのが、自律神経です。自律神経は、暑いと血管を拡張させて体から熱を放出させ、逆に寒いと血管を収縮させて熱を逃さないようにする働きがあるとされています。

しかし、暑い日でも冷房などによって体が冷やされると血管は収縮し、血流の悪化によって冷え性などの症状を引き起こしてしまいます。クーラーの効いた屋内と猛暑の屋外との行き来を繰り返すうちに自律神経が混乱し、正常な体温調節ができなくなってしまうのです。体温調節ができなくなると汗もかきにくくなり、夏バテのリスクも高くなってしまうのです。

冷房病の予防策
(社内・日常生活)

冷房病を予防するためには、最適なクーラーの設定温度は、「25〜28℃」が目安とされています。これは、屋内と屋外の温度差を5℃以内に保つためです。また、クーラーの風向きも重要で、冷風が体に直接当たると、冷房病のリスクを高めてしまうので風向きをコントロールも重要です。なお、体温調節には個人差があるため自身の対策も大切です。着脱しやすい服装や、ひざ掛けなどの使用を推奨したり、常温もしくは温かい飲み物をとるように呼びかけてみるのも良いでしょう。また、血流改善のためにこまめに立ち上がったたりしてみてもいいでしょうか。



せんだい総合健診クリニック
院長 石垣洋子

今年の夏は猛暑、酷暑が続き空調(冷房)無しには生活がなりたない毎日です。しかしながら、外気との差が十度以上変わることによって体温機能調節を担っている人間の自律神経にとっては、かなり過酷な状況になっているのも事実です。

自律神経の不調により、全身倦怠をはじめとする体調不良の訴えを聞くことも多くなっています。また、冷え過ぎには一番気を付けないといけない要素がたくさんあります。体表を冷やしすぎることで、体温が下がり、その結果、免疫力が低下し感染リスクが増大するというエビデンスも発表されています。残暑ですが冷え過ぎに注意して、夏バテ秋バテを予防しましょう！

医療法人社団進興会
せんだい総合健診クリニック

住所 〒980-0811
宮城県仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー 4F

TEL 022-221-0066(代表)

URL <https://www.sskclinic.jp/>

記事についてのお問い合わせ ☎022-221-1274

自分でできるケア

冷房病の症状は、ご自身の適切なケアによって大幅に改善できます。

適切な室温と湿度の管理

冷房の効きすぎを防ぐために、室温は24〜26度程度に設定し、湿度は50〜60%を保つようにする。急激な温度変化を避けるために、扇風機を使用して空気を循環させる。

適度な衣服の調整

体温調節を助けるため、室内では薄手の長袖やカーディガンを羽織るなど、調節しやすい服装を心がける。特に冷えを感じやすい足元は、靴下やスリッパで保温することが推奨される。

バランスの取れた食事

体を内側から温め、免疫力を高めるために、温かいスープや生姜を使った料理を取り入れると良い。ビタミンやミネラルを豊富に含む野菜や果物も積極的に摂取する。

十分な水分補給

冷房による体の乾燥を防ぐために、水分をこまめに補給する。ノンカフェインのお茶やハーブティーが推奨される。

ストレッチや軽い運動

長時間同じ姿勢でいると筋肉が固まりやすいため、定期的にストレッチや軽い運動を行うことで、血流を良くし、筋肉の緊張を和らげる。

これらのケアを日常生活に取り入れることで、冷房病の予防とともに症状の軽減につながります。ご自身のケアは簡単に行えるものが多いので、少しずつでも良いので、日々の生活に組み込んでいくと良いでしょう。

名湯で知られる秋保温泉の宿で
伊達なおもてなしを満喫

界 秋保

足湯で温まりながら、秋保の自然をゆったりと感ずることができる「せせらぎラウンジ」

界 秋保

宮城県・秋保温泉
宮城県仙台市太白区秋保町
湯元平倉1番地
TEL.050-3134-8092
(界予約センター)



温泉を楽しんだ後は、併設するスパルームで、心身を癒すオイルトリートメントの施術を受けられる。



左／和と洋の魅力が融合した「伊達な茶会アフタヌーンティー」

右／緑の山々や渓流の景色を絵のように眺められる「紺碧の間」



*せせらぎの古語

\\さらに便利に!\\

電子納税証明書(PDF)が スマホで請求&受取できる!

電子納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末からもe-Tax(SP版)を使って、請求から受取まで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください!

メリット 1

いつでもどこでも!

スマホで 完結!

タブレットでも!



メリット 2

手数料が お得!

1税目1年度あたり**370円**

※書面での請求の場合は、
1税目1年度1枚あたり400円

メリット 3

期間内であれば 何度でも 印刷・使用可能!

※コンビニエンスストアの
印刷サービスを利用する場合には、
別途手数料がかかります。

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)の
マイナンバーカードが必要です。

スマホを利用した電子納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。



詳しい手続きの仕方はこちらから

読み取れない場合はこちらから <https://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxsoftsp/e-taxsoftsp.htm>



国税に関する御相談・御質問は、気軽にお電話で!

仙台中税務署 TEL.022-783-7831(代表)

※税務署での面接相談御希望の場合は、事前予約が必要です。

音声案内で「1」を選択してください。

「電話相談センター」につながります。